

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 度	・	・	法人名	()			
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	12	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2			特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	13	
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十二)付表「11」の合計)	3			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	14	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	4			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16	
	法 人 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十四)「7の⑫」)	17	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (16) - (17)	18	
	法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8					
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9					
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10					
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (9) - (10)	11					

別表六の(十二) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十二）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の14第2項《国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。